

新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市子ども・子育て会議運営要綱（案）

令和2年9月15日

茅ヶ崎市子ども・子育て会議決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例（平成25年茅ヶ崎市条例第28号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、茅ヶ崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（書面会議）

第2条 やむを得ない理由により条例第4条に規定する会議を開催できず、子ども・子育て会議の運営に支障をきたすと会長が認めたときは、書面会議の実施をもって会議の開催に代えることができる。

2 会長は、書面会議の実施にあたり、次の各号に掲げる資料を委員に送付しなければならない。

- (1) 議事の内容を明らかにした議案書
- (2) 議事に対する委員の意見・賛否を明らかにするための表決書
- (3) その他書面会議の実施に必要な資料

3 会長は、委員が表決書を提出する期限を定め、資料の送付にあたり、それを通知しなければならない。

4 書面会議は、前項の期限までに、委員の過半数の表決書が提出されたことをもって成立する。

5 会長は、書面会議の結果を委員に報告する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。